

令和 8 年度 被扶養者検認事務 実施要項

1. 検認対象被扶養者

23 歳以上 74 歳未満（令和 8 年 4 月 1 日時点）

※令和 8 年 1 月 1 日以降に認定された被扶養者は除く

2. 調査方法

一次調査(事前調査) 【マイナンバー(個人番号)を活用した情報照会】

マイナンバー(個人番号)による情報照会(※1)で取得した情報に基づき、認定要件を満たしているか確認を行います。



※1 マイナンバー(個人番号)による情報照会とは

健保組合は「番号法」に基づき「個人番号利用事務実施者」として他機関(市区町村・日本年金機構等)との間で情報照会を実施できます。

健保組合は、他の行政機関等から加入者の住民基本台帳・所得・年金・雇用保険・他健保加入等の情報を得ることができ、それらを活用することが認められています。

二次調査 【書類による確認】

情報照会の結果、**「詳細確認が必要と判断した方」および「情報取得ができなかった方」等が二次調査の対象者となります。**

対象者につきましては、別添「被扶養者検認対象者一覧表」をご確認ください。

例年同様、「被扶養者検認調書」および証明書類をご提出いただき認定要件を満たしているか確認を行います。

3. 被扶養者認定要件

別紙「被扶養者の認定要件」を基準として再認定を行います。

4. 提出期限

令和 8 年 10 月 20 日(火) 当組合必着

各事業所の健保事務ご担当者様が一括でお取りまとめのうえ、当組合へご提出をお願いします。※データでの提出は不可となります。

5. 検認基準日および未提出時の取り扱い

検認基準日:令和 8 年 12 月 1 日

- ・「被扶養者検認調書」のご提出がない場合は、扶養の事実が確認できないため令和 8 年 12 月 1 日付で被扶養者資格を削除いたします。
- ・提出期限後の届出は、新たに「被扶養者(異動)届」を提出していただくことになりますのでご了承ください。

6. 「被扶養者検認調書」の配付

別添「被扶養者検認対象者一覧表」に記載のある被保険者様に、同封の「被扶養者検認調書」を検認対象被扶養者一人につき1枚(1セット)を配付してください。

7. 添付書類

「被扶養者検認調書」内のチャートに沿って回答を進めていただき、該当するアルファベットを別紙「添付書類および確認事項一覧」にてご確認のうえ、必要な証明書類を添付してください。

・ 事業所ご担当者様にご用意いただく書類

「辞令(写)」 ※会社都合による単身赴任であることを証明する場合に必要となります。

8. 検認の結果、不該当(不認定)となった場合の取り扱い

・ 不該当の場合

事業主様および該当被保険者様あてに「被扶養者不該当」に関する通知文を11月下旬に発送いたします。(別途連絡予定)

後日、「資格確認書(交付を受けている場合)」の回収をお願いいたします。

・ 夫婦共同扶養の場合

夫婦共同扶養の確認により不認定となった場合には、「被扶養者不認定」に関する通知文を送付いたします。(別途連絡予定)

配偶者の被扶養者に認定された後に、「被扶養者(異動)届【減】」に「資格確認書(交付を受けている場合)」を添付のうえ届出してください。

※検認調書等の様式は当組合ホームページに掲載いたします。(PDF及び一部 Excel 様式)

以上